

基本計画第1次案（建築物、住宅、消防・防災、くらしの水）への意見及び意見に対する
審議会の考え方（案）

1 寄せられた御意見の内訳

- ・ 第1次案と同趣旨の意見 5件
- ・ 第2次案に反映している意見 2件
- ・ 第1・2次案に反映していない意見 1件
- ・ その他 2件

2 御意見の要旨と御意見に対する考え方

建築物

◆ 第1次案と同趣旨のもの

御意見の要旨(括弧内は主な具体的提案)	御意見に対する考え方
既成建築物を合法的に利用できる指針づくりが必要 1件	「みんなでめざす10年後の姿」の2つ目において、建築物が安全かつ快適に活用されているまちをめざすこととしており、そのためには合法的な既存建築物の改修指導や適切な維持管理の促進が重要と考えています。 御提案の具体的な内容については、上記方針に沿って、公民一体となって組織を立ち上げ、積極的に対策を講じていく必要があると考えます。

【意見要旨にある具体的な御提案内容については、具体的に事業等を進める中で検討すべき意見と考えます。】

住宅

◆ 第1次案と同趣旨のもの

御意見の要旨(括弧内は主な具体的提案)	御意見に対する考え方
住宅困窮者向け低家賃物件検索システムを1件 〔・ 学生等住宅困窮者向けの民間低家賃住宅の検索システムをつくっては〕	「みんな目指す10年後の姿」の4つ目において、住宅セーフティネットの構築を効果的に進めるため、市場の機能を生かした住宅政策を展開することとしており、今後、不動産事業者をはじめとする関係者と行政が連携した住情報の提供の検討が必要であると考えます。

<p>障害者が普通に地域で生活できる仕組が必要 1件</p> <p>〔・ 障害者が普通に地域で生活できる仕組が必要であり、市営住宅のエレベーター設置は急務〕</p>	<p>「みんなでめざす10年後の姿」の4つ目において、市営住宅を中核とする重層的な住宅セーフティネットが構築され、だれもが安心してくらせるようになっているまちをめざすこととしており、市において新たに策定する「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、エレベーターの設置をはじめ、市営住宅のバリアフリー化を進めていく必要があると考えます。</p>
<p>障害者が普通に地域で生活できる仕組が必要 1件</p> <p>〔・ 障害者が普通に地域で生活できる仕組が必要であり、市営住宅のエレベーター設置は急務〕</p>	<p>「みんなでめざす10年後の姿」の4つ目において、市営住宅を中核とする重層的な住宅セーフティネットが構築され、だれもが安心してくらせるようになっているまちをめざすこととしており、市において新たに策定する「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、エレベーターの設置をはじめ、市営住宅のバリアフリー化を進めていく必要があると考えます。</p>
<p>障害者の住まいの場の確保が必要 1件</p> <p>〔・ 障害者のケアホーム、グループホーム充実や市営住宅等住まいの場の確保が必要〕</p>	<p>「みんなでめざす10年後の姿」の4つ目において、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅にも円滑に入居できるようになり、市営住宅を中核とする重層的な住宅セーフティネットが構築され、誰もが安心してくらせるようになっているまちをめざすこととしております。今後、市営住宅の住宅セーフティネット機能の充実を図るとともに、民間賃貸住宅等の性能向上や入居の円滑化と居住支援等を行っていく必要があると考えます。</p>

〔意見要旨にある具体的な御提案内容については、具体的に事業等を進める中で検討すべき意見と考えます。〕

◆ その他

御意見の要旨(括弧内は主な具体的提案)	御意見に対する考え方
<p>高齢者世帯が安心・安全に暮らすことのできる住宅環境の整備を 1件</p> <p>〔・ 高齢者世帯の火事や事故が多く、「改良住宅」を含め「電化」も問題が多い〕</p>	<p>市営住宅については、国土交通省令で定める整備基準に従い、整備を行っており、その範囲内で御利用可能な機器を御使用していただくべきと考えます。</p>

消防

◆ 第1次案と同趣旨のもの

御意見の要旨(括弧内は主な具体的提案)	御意見に対する考え方
<p>市民の危機管理と復興シミュレーションを1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災の教訓から、市民の危機管理、復興シミュレーションが必要 	<p>市民と行政の役割分担と共汗の「市民」において、市民ひとりひとりの災害対応力の向上について記載しており、御意見の趣旨に合致していると考えます。</p> <p>また、行政機関の復興シミュレーションの必要性につきましては、「市民と行政の役割分担と共汗」の「行政」において、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進することについて記載しており、御意見の趣旨に合致していると考えます。</p>

くらしの水

◆ 第2次案に反映しているもの

御意見の要旨(括弧内は主な具体的提案)	御意見に対する考え方
<p>観光名所の堀や川をきれいに 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光名所のお堀や川の水がよどんでくさい、きれいにしてほしい 	<p>推進施策6において、次世代に自然の恵み豊かな河川を引き継いでいくことを基本理念として、市民に身近な水辺環境の創出について記載しております。</p> <p>なお、市においては、市民に親しまれる河川とするため、河川や水路の清掃、しゅんせつ等の維持管理について、必要に応じて実施している状況にあります。</p>
<p>塩小路以南の疏水の暗渠化を 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩小路以南の疏水について京阪電車の地下一階化を含めた暗渠化、道路化を 	<p>分野別方針「道と緑」において、道路の整備を計画的かつ効率的に進め、幹線道路ネットワークの形成をめざすこととしております。</p>

【意見要旨にある具体的な御提案内容については、具体的に事業等を進める中で検討すべき意見と考えます。】

◆ 第1・2次案に反映していないもの

御意見の要旨(括弧内は主な具体的提案)	御意見に対する考え方
<p>河川敷の整備などはムダ 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷の整備などはムダ、必要ない気がする 	<p>「みんなでめざす10年後」の姿の1つ目において、安全で市民に親しまれる河川をめざすこととしております。</p> <p>これを実現するために水害からまちとそこに暮らす人々の命や財産を守るための河川整備は、都市にとって必要不可欠な基盤整備であります。特に本市においては、他の政令市に比べて河川の改修率が低いことから、みんなでめざす10年後の姿に掲載した安全で親しまれる河川を目指し、整備の促進を図る必要があると考えます。</p>

◆ その他

御意見の要旨(括弧内は主な具体的提案)	御意見に対する考え方
<p>浸水時における浄化センター機能の確保を1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伏見区南端での浸水時における洛南浄化センターの機能確保を 	<p>国直轄河川の堤防の破堤等による浸水に対して、京都府の施設の危機管理・機能保持を図るべきとする御提案と受け止めます。</p> <p>御提案の内容は市基本計画の範囲を超えており、市に対して、京都府による適切な対応の具申について検討するよう求めていくべきと考えます。</p>